**介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする**

**介護事業者の方へ**

生活保護法第54条の２第２項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

ただし、生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合（※）には、生活保護法第54条の２第２項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書について必要事項を記載のうえ、介護保険法の指定申請書類とともにご提出ください。

※　生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

介護機関の名称・所在地等を変更した場合、休止となる場合は、介護保険指定変更にかかる届出のほか、別途、生保指定にかかる変更届書、休止届書の提出が必要となりますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

〒980-8671　仙台市青葉区国分町3-7-1　市役所本庁舎5階

（生活保護法指定に関するお問い合わせ）

健康福祉局地域福祉部保護自立支援課保護支援係

電話 : 022-214-8160　ファクス : 022-214-8194

（介護保険法指定に関するお問い合わせ）

健康福祉局保険高齢部介護事業支援課指定係

電話 : 022-214-8169　ファクス : 022-214-4443